

防災対策推進検討会議「中間報告」に対するパブリックコメント募集結果概要等

1. パブリックコメント募集の概要

趣 旨	「防災対策推進検討会議中間報告」に対し、国民のご意見を広く伺うため、意見募集を実施。		
意見提出期間	平成24年3月27日～平成24年4月25日		
意見の提出方法	インターネット上の意見募集フォーム、郵送、FAX	成 果	23名より、156件の意見

2. パブリックコメント意見概要

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
組織・体制	① 国-県-市町村の縦割りが、災害時の弊害にならないよう、復興庁の現地支所のような単位で、現地連絡会議を設置し、複数の市町村と都道府県、政府、専門家、自衛隊、警察、ボランティアなどが一体となって、防災対策を推進すべき。	① 中間報告のp27に「現地対策本部と都道府県の災害対策本部の合同会議等により、当該区域の情報を集約し認識を共有し、総合的かつ一体的な対処を図るべき。」「東日本大震災で行った業務を参考に、現地組織のあり方について、防災基本計画、各種地震対策における応急対策活動要領及び現地対策本部業務マニュアル等を修正すべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
	② 大規模災害時に地方公共団体や民間団体等の活動の調整を主たる任務とする災害実務の精通者によって構成される独立の国家機関として、危機管理庁を設置すべき。	② ご意見として承ります。
	③ 中央行政（省庁組織）の東京への集中を排し、機能分散を行なって減災につなげるべき。	③ ご意見として承ります。
	④ これ以上の首都への機能集積を避け、機能を分散し、結果的に人口集積も分散する政策を長期的な減災対策として進めるべき。	④ ご意見として承ります。
	⑤ 都道府県や市町村は、平時から地域の多様な主体との協働による計画作りができていない。	⑤ 中間報告のp36に「住民や地域コミュニティの視点を取り入れて防災に取り組むため、学識経験者、住民代表及び民間事業者代表等で地域の防災に深い知見を持つものが地域防災計画の策定に参画できるよう制度改善を図るべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
組織・体制	⑥ 思いつきのように次々に各種本部を作り各関係機関の対応を混乱させた。緊対本部を中心とした組織作りをすべき。	⑥ 東日本大震災における災害対応については引き続き徹底的な検証を継続します。
救助・救出・医療	① 「救えたはずの命が失われた事情」を一件一件丁寧に集め、亡くなってしまった原因を分析し、災害応急対応がうまく機能したかを分析すべき。	① 東日本大震災における災害対応については引き続き徹底的な検証を継続します。
	② 災害対策基本法に基づく、警戒区域の設定・解除について、住民意向を反映し、第三者機関の関与等により判断の適正さを確保するとともに、住民に対する損失補償制度を創設すべき。	② ご意見として承ります。
	③ 医療処置の遅延・法的責任の追及の回避のため、災害時に実施されるトリアージについて医療関係者の免責を認める法律を制定すべき。	③ ご意見として承ります。
情報・広報・報道	① 首相官邸発ではなく、政治判断の伴わない災害対策情報をまとめて発信するプレスセンター的な場が必要。	① ご意見として承ります。
	② 国が被災地の民間事業者の情報を収集する部隊を現地に派遣することや、様々な団体から得た情報を集約し掲載する共通の場所をインターネットを活用して提供することが必要。	② ご意見として承ります。
	③ 災害時の安否情報の取扱いに関する指針を国が作成し、地方自治体に対して啓発すべき。	③ ご意見として承ります。
	④ オープンガバメント、オープンデータの一般的な考え方を参考に、国・自治体が公開する情報のフォーマットを統一すること、アクセスが容易なファイル形式で作成すること、著作権の使用条件を統一化すること等を考えるべき。	④ ご意見として承ります。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
避難所	① 「避難所の環境改善」について、なぜできなかったのか実態を明らかにすることが必要。	① 東日本大震災における災害対応については引き続き徹底的な検証を継続します。
	② 生活の場としての避難所から、地域コミュニティの維持・再生が図られ、面的に被災した場合には仮設住宅がコミュニティ単位になっていることが重要であり、これが可能となる事前の対策を図っておくべき。	② 中間報告のp19に「東日本大震災では、避難行動、避難所や応急仮設住宅での暮らしにおいて、「絆、コミュニティが人々の生活にとって欠かすことのできない重要なものであることが改めて認識させられた。」、「阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、ふれあい交流のための集会施設、『介護等のサポート拠点』や雇用創出基金等を活用した見回り支援サービス等コミュニティの維持・再生に向けた対策が採られてきたが、新たな教訓をも踏まえつつ、被災者の復旧・復興にはコミュニティの維持・再生が不可欠であるとの基本的な考え方のもと、さらにその取組を継続・強化をしていくべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
	③ 避難所衛生対策において、災害用トイレの改善が必要。	③ 中間報告のp15に「避難所生活における被災者のニーズの変化への対応が十分にできなかった。」、「避難所の運営に当たっては、被災者のニーズに応じたものとなるよう工夫を行うとともに、障がい者、高齢者、子ども等への配慮の視点を取り入れた仕組みを作るべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
復興	① 被災者が復興の主体であること等を定めた「災害復興基本法」を制定すべき。	① 中間報告p33「迅速な復興を進めるため、あらかじめ、復興の基本的な枠組み及び復興施策を制度化することを検討すべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。

		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
被災者支援	全般	① 「中間報告」では災害救助法、災害対策基本法、災害弔慰金の支給等に関する法律、被災者生活再建支援法などの法令について、どのように改正するかのか、また、運用面でどのように改めるのかがわかりにくく、不明確。	① 中間報告のp29に「被災者への救難・救助から生活再建・自立支援までの長いプロセスの中で、行政の果たすべき役割を明確にしつつ、被災者支援 関係の諸制度が体系的なものとなるよう、法制度を含め見直しを検討すべき。その際、避難生活が予期せず長期になった場合も含め、各段階における支援内容を体系的に提示する視点と被災者の自立につなぐ視点に留意すべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ、最終報告に向けて分かりやすさに配慮します。
		② 災害救助法の所管を、政府の防災対策の中心である内閣府に移管することが必要。	② ご意見として承ります。
		③ 防災対策基本計画や地域防災計画に、弁護士等の専門家と連携の上、被災者のための相談窓口を設置する旨を明記すべき。	③ ご意見として承ります。
	災害時要援護者	① 災害対策基本法と防災基本計画や地域防災計画に高齢者、障がい者の安否確認等のための個人情報保護の例外規定を盛り込むべき。	① 中間報告のp31に「個人情報保護制度との関係を整理し、災害時要援護者名簿の法的位置付けを検討することにより、災害時要援護者名簿の整備・活用を促進すべき。」との記述あり、ご意見を踏まえ検討を進めます。
		② 災害救助法の救助の種類に「福祉」を追加し、福祉関係者に救助費の支弁を行えるよう改めることにより、福祉サービスの提供が継続できるようにすべき。	② ご意見として承ります。
		③ 高齢者、障がい者の避難や適切な支援のために、現行の法制度や基準、縦割りの仕組みを改めるべき。	③ ご意見として承ります。
		④ 物資配給の優先順位を決め、子供の生存を優先させる規則作りが必要。	④ ご意見として承ります。
	義援金	① 防災基本計画や地域防災計画に、義援金の取扱いを明記すべき。	① ご意見として承ります。

		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
被災者支援	住宅の被害認定・応急仮設住宅等	① 住家被害については、個人や自治会・町内会レベルで簡易に自己認定できるような枠組みを考えるべき。	① ご意見として承ります。
		② 家屋被害認定の認定に対する不服に対しては判定委員会を設置して対処すべき。	② ご意見として承ります。
		③ 被災者再建支援法の救済範囲を半壊、一部損壊のみならず地盤被害にも拡げ、対象を住家以外にも拡張するとともに支援金を大幅に増額すべき。	③ ご意見として承ります。
		④ 被災者再建支援法は、地域で指定するのではなく、特定の災害で指定すべき。	④ ご意見として承ります。
		⑤ 被災者生活支援金の財源は、基本的に都道府県による基金であり、その1/2は、国庫が補助であるが、大規模震災時は、全額を国庫負担とすべき。	⑤ ご意見として承ります。
		⑥ 応急仮設住宅については、木造仮設住宅の活用、民有地の敷地の積極的活用、仮設入居後の救助措置の継続、仮設住宅団地内の施設等の充実、被災者の孤立防止策、居住環境のモニタリング等の改善措置を盛り込むべき。	⑥ ご意見として承ります。
		⑦ 応急仮設住宅の提供に代わる措置として、みなし仮設住宅だけでなく、民間賃貸住宅の賃借に対する家賃補助、自力仮設住宅に対する補助金支給について盛り込むべき。	⑦ 中間報告のp31に「被災者の救助については、要請主義や現物給付主義について、運用実態をよく把握しながら検討を行うべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
		⑧ 住家の応急修理について、全壊住宅も対象に含め、所得要件は撤廃すべき。	⑧ ご意見として承ります。

		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
被災者支援	生活支援	① 災害関連死の認定手続の仕組みを確立すべき。	① ご意見として承ります。
		② 災害障害見舞金の支給対象者を身体障害者手帳及び精神保健福祉手帳の障害等級1ないし3級程度まで拡張し、年金方式による上乘せ支援金を支給すべき。	② ご意見として承ります。
		③ 生計維持者が否かで支給額に生じる差を撤廃すべき。	③ ご意見として承ります。
	費用負担等	① 災害救助費は、現金の支給で行うべき。	① 中間報告のp30に「被災者の救助については、要請主義や現物給付主義について、運用実態をよく把握しながら検討を行うべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
		② 災害救助費は、全額国庫負担とすべき。	② 中間報告のp18に「大規模災害については、災害救助法の救助費用を全額国庫負担するような支援の拡充が必要ではないか。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。

		ご意見の概要	ご意見に対する考え方
防災教育・人材育成		① 平素から自治体の行政職員だけでなく、企業や学校、地域組織、ボランティア、自衛隊、消防、警察など、広範な関係者が共に学べるような体制が必要。	① ご意見として承ります。
		② 過去の災害対応経験者の中から、地域の行政職員や自主防災関係者に対して直接指導できるような人材を育成するための指導方法を構築すべき。	② 中間報告のp28に「防災に専門的知見を有する退職自衛官等の国のスタッフの活用等を通じた地方公共団体との連携の強化や、緊急時に外部の専門家や過去の災害対応の経験者のご意見を聴けるような体制をあらかじめ整えておくべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
		③ 防災の実務家に必要な知識について整理する等、人材育成のプログラム化に活かせるような研究も行われるべき。	③ 中間報告のp35に「教訓の伝承・防災教育・訓練」、「多様な主体の協働により社会の総力を挙げて立ち向かう防災」に係る記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
自助・公助・共助		① 公助、共助、自助の考え方を踏まえた上での公助の在り方を、防災、減災の面で検証することが必要。	① 中間報告のp34に「「自助」「共助」の理念を法的に明確化することを検討すべき」、「共助のしくみづくりなど基盤となる部分を公助が整備する必要があることに留意すべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
防災計画	全般	① 地域防災計画の独自性を尊重し、上位の防災計画等との抵触を禁じるのではなく、相互の調整によって対策の矛盾防止を図るべき。	① 中間報告のp37に「住民の視点に立った幅広い防災行政の推進のため、例えば、地方防災会議が中央防災会議に対し意見を申し述べる仕組みなど、ボトムアップの仕組みの導入を図るべき。」との記述あり。ご意見を踏まえ検討を進めます。
	受援	① 地方公共団体の作成する地域防災計画に、他団体からの支援の受け方等を明記した受援計画を盛り込むべき。	① 中間報告のp27に「地方公共団体間の応援と受援を円滑に行うため、地域防災計画における受援計画の位置付けを明確にすべき。」との記述あり。災害対策基本法の改正法案にも盛り込まれています。

	ご意見の概要	ご意見に対する考え方
その他	① 「国民」に分かりにくい難解な用語・記述（意味が不明）があるので注釈等を加えてわかりやすくすべき。	① ご意見を踏まえ、最終報告に向けて分かりやすさに配慮します。
	② 原子力発電所の事故に関する記載をもっと充実させるべき。	② 原子力発電所の事故や災害対策については、さまざまな場で議論されており、この検討会議では取り上げることは考えていません。一方、原子力災害に限らず様々な事象が同時に発生する「複合災害」については、今後とも必要に応じて、議論頂くこととしています。
	③ 災害対策の在り方の検討においては、地域性、歴史性、社会性への言及が必要。更には日本人の特性、民族性についての考察が必要。	③ 災害対策の在り方について、過去の災害等を踏まえ検討を進めているものであり、ご指摘の認識も理解しています。
	④ 防災対策の目的を「日本の持続的な発展」としている点は改め、あくまでも一人ひとりの国民の生命と基本的人権の保護にこそ基本的な目的があるとすべき。	④ ご意見として承ります。
	⑤ 防災基本計画の実効性を担保する財政的、組織的保障が不明確。	⑤ ご意見として承ります。
	⑥ 企業が実施する防災・減災対策推進のためには、調査・計画・実施のステップ毎に税に関する措置の創設が必要。	⑥ ご意見として承ります。